

区会ガイドブック

令和6年（2024年）

つくば市區会連合会



【QR】つくば市ウェブサイト「区会に加入しましょう」ページ
区会に関する情報の閲覧や、区会ガイドブック等のデータの
ダウンロードができます。

はじめに

つくば市区会連合会では、明るく住みよい地域社会をつくっていくことを目的に、区会活動を担っている皆様のための手引きとして、この「区会ガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックは、区会の定義をはじめとして、区会の役割を解説するとともに、地域での活動例、つくば市区会連合会の概要や区長の役割などについても理解できるような内容となっております。

また、日常的な行政との関わり（市への協力・市からの支援制度）を解説しております。

この冊子を日頃からお手元において、区会活動の推進にご活用いただければ幸いです。

目次

I 区会の概要

1	区会の定義	1
2	区会の役割	1
3	区会の活動	1
4	つくば市市区会連合会	4
5	区会新規設立の手続	5
6	区長の身分と役割	5
7	区会への加入促進	5
8	区会活動保険	5
9	業務委託	6

II 区会と各種団体との関係

1	つくば市社会福祉協議会	7
2	つくば市	7

III つくば市の支援制度

1	地区集会所建築等補助金	9
2	一般コミュニティ助成事業	9
3	自主防災組織補助金	9
4	ごみ集積所設置補助金	9
5	資源物集団回収奨励金	10
6	子供の遊び場遊具設置等補助金	10
7	つくば市防犯カメラ設置事業補助金	10
8	交通安全設備の設置	10
9	道路の維持補修	11

IV 募金・寄附関係

1	日本赤十字	12
2	つくばこどもの青い羽根基金	12
3	社協一般会員（会費）の募集	12
4	赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金	12

● 資料

資料1	組織図・委託料・年会費の流れ	13
資料2	区会規約 記載例	14
資料3	総会資料 記載例	16
資料4	区会加入促進関係	18

I 区会の概要

1 区会の定義

地域住民によって自主的に構成され、各種コミュニティ活動を行っている任意の自治組織（自治会・町内会など）を「区会」と定義しています。

区会は、自分たちが住んでいる地域を明るく住みよいものにするために、地域課題の解決に向けてみんなで話し合い、協力しあっていくことを目的として様々な活動を行っています。

2 区会の役割

区会には、地域住民相互の連帯感を育むことで、①市民協働のまちづくりに向けて自主的な市民活動を行う組織、また、②地震などの不慮の大規模災害における互助組織としての役割が期待されています。

こうした役割を果たしていくためには、各地域の市民団体が積極的に協力して行動することが重要です。

また、民生委員児童委員連絡協議会や社会福祉協議会など各種関係団体との連携を密にしつつ、奉仕活動などを通じて社会貢献を目指しています。

3 区会の活動

(1) 防犯

安心・安全な地域づくりのため、地域住民が自主的に防犯自警団を結成し、パトロール活動、児童の登下校見守り活動や防犯街頭活動などを行っています。

また、つくば市防犯交通安全課や茨城県警察生活安全課との情報交換など、地域における犯罪抑止に日頃から貢献しています。

犯罪発生の要因を取り除くためには、日頃の適切な近隣関係の形成と地域による青少年健全育成も大切です。

〔活動例〕

- ① 危険箇所の把握と情報共有
- ② 防犯灯の設置申請
- ③ 防犯パトロール活動
- ④ 児童の登下校見守り活動
- ⑤ こどもを守る110番の家への協力

(2) 防災

災害が起きた場合は、行政などの防災機関に対応を任せることだけではなく、「自分たちの地域は自分たちで守る」という視点から、災害発生に先立って住民相互の親睦・交流を深め、地域として自主防災組織を結成し、防災活動に取り組むことが大切です。

[活動例]

- ① 危険箇所・避難場所・避難所の確認と情報共有
- ② 防災意識啓発と地域の防災対策
- ③ 災害時の行動の周知

(3) 環境美化

地域の生活環境を整えていく中で、ごみ出しルールの徹底などのごみ集積所の適切な管理や、「市内一斉清掃」による地域の美化活動への協力など、地域の清潔な生活環境を保持するためには、行政だけでなく、地域の協力が必要です。

また、今後の地域環境を継続していくために、ごみの減量や資源ごみの再利用や、地域の美化活動などを地域と行政が一体となって、実施していくことが必要です。

[活動例]

- ① ごみ清掃の推進・ごみ集積所の管理
- ② 道路・公園などの街並みの美化活動
- ③ 草花の植栽

(4) 高齢者福祉

高齢者に対して、行政や社会福祉協議会などが様々な福祉施策を行っています。しかし、福祉の手が届かない部分について、住民相互の親睦を図りながら、高齢者に対する思いやりや温かい心を持って、地域社会が補完的な役割を果たすことも必要です。

[活動例]

- ① 高齢者健康運動教室の展開
- ② 高齢者介護予防運動の展開
- ③ 高齢者レクリエーション活動
- ④ 高齢者文化活動の推進
- ⑤ 各種関係団体との協力・連携

(5) 障害者福祉

心身に障害のある市民に対して、行政や社会福祉協議会などが様々な福祉施策を行っています。しかし、障害者の抱える課題は多種多様であるため、福祉の手が届きにくい部分について、地域社会が補完的な役割を果たすことも必要です。

[活動例]

- ① 障害者レクリエーション活動
- ② 障害者運動会の開催
- ③ 障害者の文化活動・創作活動の推進
- ④ 各種関係団体との協力・連携

(6) 子どもの健全育成

子どもを取り巻く環境をより良くするためには、学校や家庭だけではなく、地域社会の協力がとても大切です。

また、地域社会の住民が、子どもの健やかな成長に関心を持ち、子どもが生活し、成長する場である地域を、安全で潤いのある環境に整えていくことも必要です。

[活動例]

- ① 各種関係団体との協力・連携
- ② 子ども会活動
- ③ お祭りなどの年中行事
- ④ 文化活動・スポーツ大会・レクリエーション活動など

(7) 交通安全

安心して暮らせる地域社会をつくることが何よりも大切です。そのため、児童の登下校時の見守り活動や、危険箇所へのカーブミラー・ガードレールの設置申請・点検・維持管理、生活道路の整備要望などの役割が期待されています。

[活動例]

- ① 危険箇所の把握と情報共有
- ② カーブミラー・ガードレールなどの設置申請と点検・清掃
- ③ 登下校時の立哨活動

(8) 行政との協働活動

住民生活の向上のため、つくば市が区会回覧物をお届けするという形で様々な行政情報を発信しています。そのような情報を自分たちの地域内に周知し、十分に活用していくことが重要です。また反対に、各地域の情報を区会から発信することで、その地域をさらに住みよい環境に発展させていく役割も期待されています。

[活動例]

- ① 区会回覧物の配布・回覧
- ② 調査・報告などの行政協力活動
- ③ 区会活動に関する広報紙の発行
- ④ 地域住民の要望のとりまとめ

4 つくば市区会連合会

(1) 概要

つくば市区会連合会（以下「市連合会」という。）は、つくば市内の区会を統括する連合組織であり、その下部組織としてつくば市合併前の旧6町村（大穂・豊里・谷田部・桜・筑波・茎崎）を区域とする6つの地区区会連合会（以下「地区連合会」という。）があります。

各区会の連絡・連携を図り、区会活動の活性化を目指すとともに、行政と協働してまちづくりに取り組んでいます。

市連合会に所属する区会の情報は、以下のとおりです。

令和6年（2024年）4月1日 暫定値

① 区会数	596	区会
② 区会加入戸数	46,176	戸
③ 前年度加入戸数	46,239	戸
④ 市内総世帯数（2024.4.1時点）	116,904	世帯

(2) 組織構成

「資料1 組織図・委託料・年会費の流れ」（P13）をご参照ください。

(3) 主な事業

- ① 区会未加入者の加入促進支援
- ② 区会未設立地域の設立支援
- ③ 行政施策への連携や協働
- ④ 自主防災組織活動の推進
- ⑤ 地域福祉活動の推進
- ⑥ 全国自治会連合会に関する活動
- ⑦ 茨城県自治会連合会に関する活動

(4) つくば市との連携

市連合会とつくば市は、区会回覧物の回覧・配布業務について委託契約を締結しています。区会回覧物によって各地域社会に行政情報が周知されるとともに、各区会に業務委託料が支払われます。

また、つくば市役所内に市連合会の事務局を置くことで、つくば市との連携強化を図っています。

さらに、つくば市が主催する「市長・区長サミット」や「地区リーダー勉強会」への参加などを行っています。

5 区会新規設立の手続

区会の新規設立は、会員数が概ね30戸以上であることを基準としています。

新たに区会を設置しようとする場合は、「区会設立届」(添付書類：会員名簿、区会位置図、規約、事業計画書、収支予算書など)を市連合会あてに提出し、その承認を得る必要があります。規約や収支予算書などの添付書類については

「資料2 区会規約 記載例」「資料3 総会資料 記載例」(P14~17)をご参照ください。提出用紙などは、市連合会事務局にお問い合わせください。

また、区会設立が承認されると、市連合会、地区連合会及び地区連合会支部などへ加入することになります。

【問合せ】つくば市区会連合会事務局

(TEL : 029-875-9388 Email : bz024408@bz04.plala.or.jp)

6 区長の身分と役割

「任意団体の代表者」という身分になります。市から委嘱されるものではなく、区会の中から選出された代表者です。

区長は、地域住民の代表者として各種コミュニティ活動を統括し、市と地域社会とをつなぐ連絡調整役となり、行政情報の周知、地域住民からの要望や各種募金のとりまとめなどの役割を担っています。

7 区会への加入促進

加入促進の一例として新規転入世帯へのご案内を掲載しております。

「資料4 区会加入促進関係」(P18~P19)をご参考ください。

8 区会活動保険

各区会の区会活動中のけがや物損事故等の金額的軽減を図るべく、全区会を対象とした『区会活動保険』に加入しています。なお、この保険料の各区会の負担はありません。

毎年6月1日に各区長さまへパンフレット、申請手続き等の書類を配布しています。

9 業務委託

(1) 業務委託料の種類

区会回覧物の回覧・配布業務について、各区会は市連合会を通してつくば市と業務委託契約を締結しています。この契約に基づき、市から各区会へ業務委託料が支払われます。なお、この業務委託料は、区会から地区連合会・年会費を予め控除されて支払われます。

「資料1 組織図・委託料・年会費の流れ」(P13) をご参照ください。

(2) 業務委託料の性質

① 委託料支払の相手方

業務委託料は、区会という団体に対して支払われるものであり、区長などの一個人に対して支払われるものではありません。そのため、区会で管理している帳簿へ収入として計上するとともに、会計報告書（決算書）にも記載してください。令和6年度は、年2回（9月27日・3月17日）、区会名義の口座に振り込まれます。

② 委託料の算出根拠

基本割（一律）と戸数割（区会会員戸数×戸数割単価）を合計した額が、委託料の金額となります（委託料の単価は、変更される場合があります。）。

戸数割の算出には、4月1日時点の区会会員戸数を用いますので、区会シート・会員名簿は毎年必ず提出してください。

(3) 必要枚数・受取担当者の変更

①区会回覧物の必要枚数に変更があった場合や、②区会回覧物の受取担当者（つくば市から配送される区会回覧物を最初に受け取る方）に変更がある場合には、つくば市区会連合会事務局宛てに、電話又はメールにてご連絡ください。

①の場合には「区会名・必要枚数」を、

②の場合には「区会名・新受取担当者の氏名・住所・電話番号」を伝えてください。

【問合せ】つくば市区会連合会事務局
(TEL: 029-875-9388 Email: bz024408@bz04.plala.or.jp)



【QR】つくば市区会連合会事務局 メール送信

同事務局のメールアドレスが自動で入力されます。

送信者名・件名・内容を入力のうえ、送信してください。

II 区会と各種団体との関係

1 つくば市社会福祉協議会（社協）

- ① 社協の各種刊行物の回覧・配布
- ② 社協一般会員（会費）の募集
- ③ 共同募金（赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金）の募集
- ④ 「地域見守りネットワーク事業」などの小地域福祉活動への協力
- ⑤ 地域の絆づくり支援事業、地域歳末たすけあい事業公募助成など、各種助成事業の実施

【問合せ】つくば市社会福祉協議会（029-879-5500）

2 つくば市

(1) 行政情報の地域住民への周知

つくば市から各区会に対して、原則として毎月2回、区会回覧物をお届けしています（毎月1日・15日が基準日。基準日が祝休日の場合には翌開庁日。ただし、1月1日・8月15日は除く。）。

区会回覧物の主な内容は、つくば市の行政情報やイベント情報のチラシ・パンフレットなどです。

なお、「広報つくば」や「議会だより」は、区会回覧ではなく、市内全戸にポスティングによってお届けしています。

【問合せ】つくば市市民協働課（029-883-1111）

(2) 地域交流センター・つくば市民センター・地域支援課

相談業務は全16の地域交流センターとつくば市民センターで行っています。

地域住民からの意見や要望などの窓口となり、つくば市の関連部署と連携・協力し、地域の抱える課題の解決を図っていきます。

居場所事業として全施設にフリースペースを設け、談話や待ち合わせなどどなたでも自由に使うことができます。また無料Wi-Fiも整備しています。

【問合せ】つくば市地域支援課（029-883-1111）

最寄りの 各地域交流センター（16館）及びつくば市民センターへ

(3) 統計調査員

国、県からの任命を受けて、世帯や事業所又は店舗などを直接訪問して、各種統計調査を行っています。

【問合せ】つくば市企画経営課（029-883-1111）

(4) 人権擁護委員

日常生活での人権侵害などに関する相談に、人権擁護委員が応じます。

【問合せ】つくば市市民協働課（029-883-1111）

(5) 行政相談委員

総務大臣から委嘱され、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付けています。公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、それを通じて行政の制度及び運営の改善を図ります。

【問合せ】つくば市総務課（029-883-1111）

(6) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のために活動する方です。担当区域内の生活困窮者、高齢者、児童、障害のある方などで支援を要する方の相談に応じ、助言や行政機関との連絡調整などを行っています。

【問合せ】つくば市社会福祉課（029-883-1111）

(7) 青少年相談員

青少年の健全育成と非行防止を推進するために、青少年に対する声かけ・相談、青少年を取り巻く社会環境健全化活動等を、青少年に関する機関と連携して進めています。

【問合せ】つくば市生涯学習推進課（029-883-1111）

Ⅲ つくば市の支援制度

1 地区集会所建築等補助金

地域におけるコミュニティ活動の拠点となる集会所の新築、改築、増築及び修繕に要する費用について、市が補助を行っています。

※①土地の購入及び借用に要する経費、②整地及び外構工事に要する経費、③既存の施設を全面解体・移転するのに要する経費、④備品購入費は補助の対象となりません。

また、令和5年度からインターネット環境及びWi-Fi環境の整備に係る経費の補助を行っていますので、検討している区会はお問合せください。

【問合せ】つくば市市民協働課（029-883-1111）

2 一般コミュニティ助成事業

「一般財団法人自治総合センター」の宝くじ普及拡大の広報事業として、コミュニティ活動を行っている団体（区会）に対して、地域イベント（お祭りなど）で使用する神輿や太鼓などの備品購入費について、助成を行っています。

【問合せ】つくば市市民協働課（029-883-1111）

3 自主防災組織補助金

自主防災組織とは、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織です。

「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、災害に強い地域社会をつくるためには、住民一人一人が、日頃から自主防災の意識を持って地域の安全を考え、防災の基礎知識を身につけておくことが大切です。

区会の活動区域を基礎に、全区会での結成を呼びかけています。

自主防災組織を結成している区会を対象に資機材、土のう、災害用井戸などの整備、組織の運営、防災士資格の取得について、市が補助を行っています。

毎年5月に各区長さまへ自主防災活動アンケートと補助金の交付要項をお送りいたしますので参考にしてください。

【問合せ】つくば市危機管理課（029-883-1111）

4 ごみ集積所設置補助金

生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る目的として、区会などの団体が利用する集積所にダストボックス等を新設・増築する場合に、予算の範囲内において補助金を交付しています。補助金は、対象経費の2分の1（令和6年度より、限度額10万円）となります。

なお、防鳥ネットの購入・修繕や既存のダストボックス等の修繕・解体・処分、清掃道具の購入等は補助対象ではありません。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】つくば市環境衛生課（029-883-1111）

5 資源物集団回収奨励金

有限な資源の有効活用やごみの減量、市民のリサイクル意識の向上を目的として、缶、びんや古新聞等の資源物の集団回収を自ら実施した団体に対し、対象品目の回収量を基準として1kg当たり5円の奨励金（限度額4万円）を交付しています。

奨励金交付にあたっては、毎年5月末までに、集団回収団体の登録が必要です。回収活動実施後、奨励金請求時の報告書には、回収業者の計算書、計量証明書や仕切り書など資源物の区分及び数量の分かるものの原本と、回収活動中の写真の添付が必要です。

【問合せ】つくば市環境衛生課（029-883-1111）

6 子供の遊び場遊具設置等補助金

区会が維持管理する子供の遊び場におけるブランコ・鉄棒・滑り台などの遊具の新設、修繕、及び点検を要する費用について、市が補助を行っています。

新設の場合などに発生する撤去費用は、補助の対象となります。遊具の撤去のみの場合は補助の対象になりません。また、市の児童公園などの遊具や国・県・住宅管理協会などが管理している公園の遊具は、補助の対象なりません。詳細は市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

【問合せ】つくば市こども育成課（029-883-1111）

7 つくば市防犯カメラ設置事業補助金

市内の犯罪に対する抑止力の向上を図り、安全・安心なまちづくりの推進に資することを目的として、防犯カメラ設置補助金を予算の範囲内において交付します。国、他の地方公共団体等から助成を受けていない地域団体に、防犯カメラの購入費及び設置工事費を（補助対象費用の合計額に2分の1を乗じて得た額）限度額は、1台につき20万円とし、1地域団体につき、防犯カメラ3台を限度とし交付します。

【問合せ】つくば市防犯交通安全課（029-883-1111）

8 交通安全設備の設置

交通安全環境を確保するため必要と認められた場合に、カーブミラー・赤色回転灯などを、申請に基づき設置しています。

また、車両などに対し注意喚起を促す交通安全看板を申請に基づき交付しています。

防犯灯の設置についての要望も受け付けています。

【問合せ】つくば市防犯交通安全課（029-883-1111）

9 道路の維持補修

市が管理する道路に穴が開くなどの破損が生じた場合には、維持補修を行っています。つきましては、道路の安全性の向上を図るうえでも、道路上での危険な箇所や、破損等を発見された場合には、市へ御連絡ください。

【問合せ】つくば市道路管理課（029-883-1111）

IV 募金・寄附関係

1 日本赤十字

住民の方々からお寄せいただいた活動資金を基に、災害救護、発展途上国への国際活動など日本赤十字社の各種事業を広く展開しています。

【問合せ】つくば市社会福祉課（029-883-1111）

2 つくば子どもの青い羽根基金（随時受付）

2019年4月に、子どもの未来を支援するための基金を創設しました。

まちと、企業、団体、市民の支えによって、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るとともに、すべての子ども達が夢と希望を持って成長していくよう事業に活用します。

【問合せ】つくば市こども未来センター（029-883-1111）

3 社協一般会員（会費）の募集（募集時期：7月）

社会福祉協議会が、高齢者、子どもや障害のある方などに対する様々な活動を行い、地域福祉を推進するために、市内居住者を対象に一般会員（会費）を募集しています。

【問合せ】つくば市社会福祉協議会（029-879-5500）

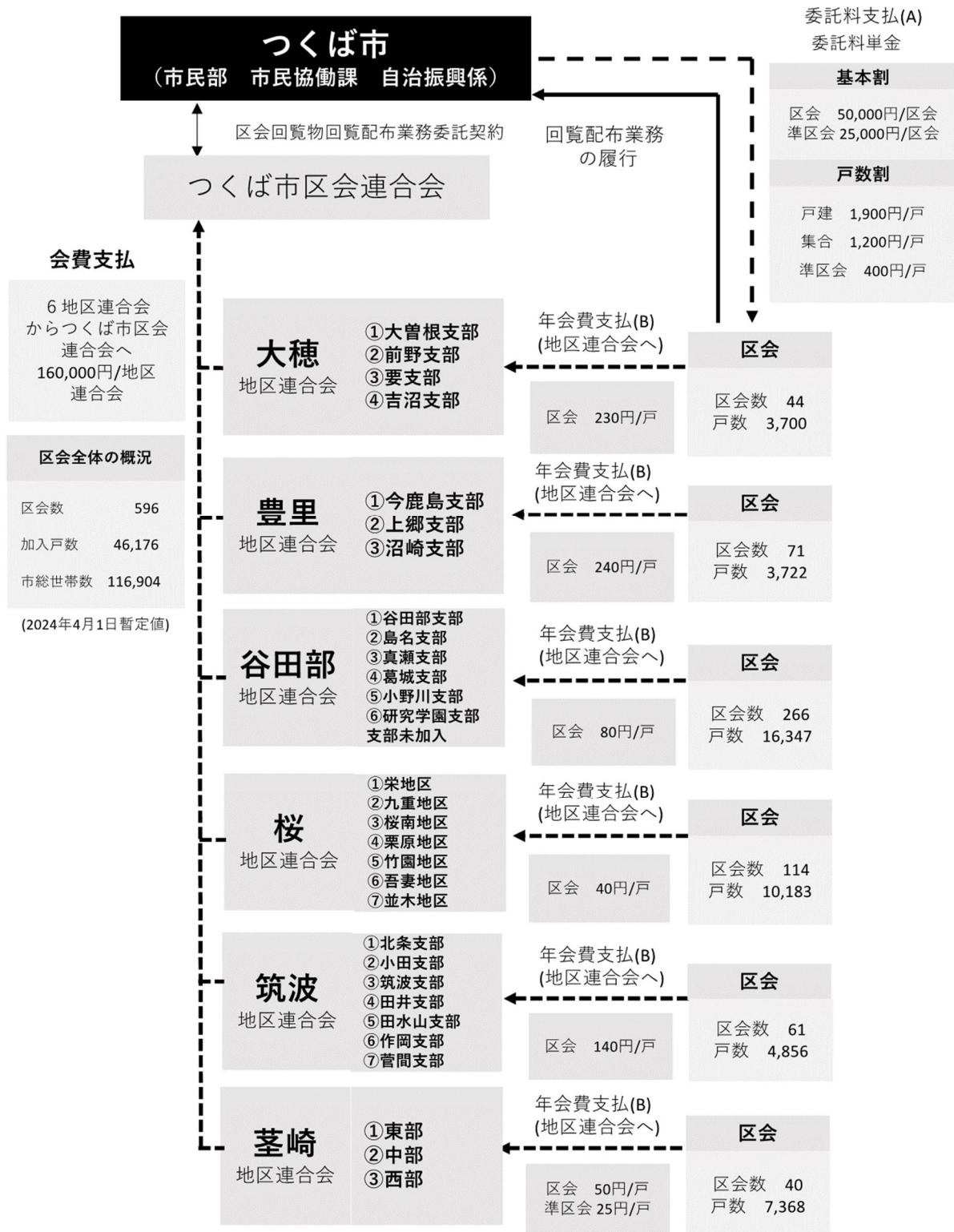
4 赤い羽根募金・地域歳末たすけあい募金（募集時期：10月～12月）

社会福祉協議会では、茨城県共同募金会つくば市共同募金委員会として、市内の高齢者・障害者（児）・子どもたちを支援するための地域福祉活動費の助成や、民間の社会福祉施設や福祉団体への助成を行っています。

地域歳末たすけあい募金は、歳末時期に支援を必要とする世帯に配分するほか、区会自治会・団体が歳末時期に実施する地域住民を対象とする見守り活動や交流活動を公募して助成しています。

【問合せ】つくば市社会福祉協議会（029-879-5500）

資料Ⅰ 組織図・委託料・年会費の流れ



※各地区へ支払われるつくば市からの業務委託料 (A)は、2024年度年会費支払 (B)を控除した額が区会名義の金融機関口座へ振り込まれます。

資料2 区会規約 記載例

○○○区会規約

(名称)

第1条 本会は、○○○区会と称する。

(会員)

第2条 本会は、○○○区域内及びその近隣地に居住し、規約に賛同する住民をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員の相互扶助、協力の精神を基調として生活環境の整備、改善及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 回覧の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 住宅及びその周辺の整備、改善
- (3) 会員相互の親睦を図るための催し
- (4) 会費等の出納管理
- (5) 対外交渉及び連絡事項の処理
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事項

(総会)

第5条 総会は最高の決議機関であって全会員をもって構成し、役員会が必要と認めたとき、または会員の三分の一以上の要求があったとき会長が招集することとし、総会の議長には会長があたる。

2 総会は委任状を含む過半数以上の出席によって成立し、議決は出席者の半数以上の賛成によって行われる。なお、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

3 総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃に関する事項。
- (2) 役員の任免に関する事項。
- (3) 会費に関する事項。
- (4) 事業計画、予算決算に関する事項。
- (5) その他役員会が必要と認めた事項。

(役員会)

第6条 役員会は会長、副会長及び班長をもって構成する。

2 役員会は会長が必要と認めたとき、または役員の三分の一以上の要求があったときに会長が招集することとし、役員会の議長には会長があたる。

3 役員会の議決は役員の過半数をもって行う。

4 本会の会員は役員会に申し出てこれに出席し、意見を述べることができる。

(役員の選出)

第7条 会長、副会長は総会において選出する。ただし、前役員の協議により推薦することは妨げない。

2 班長は各班にて選出する。

(役員の任務)

第8条 会長は本会を代表し、一切の会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

(役員の任期)

第9条 会長、副会長の任期は〇年とする。ただし再任することを妨げない。

2 班長の任期は各班において定める。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会の運営)

第10条 本会は、会費、補助金及び寄付金等により運営する。

(会費)

第11条 会費は、総会において定めるものとし、会員は4月末日までに会計に会費を納入する。

(中途入退会者の会費)

第12条 前条の集金日以降における中途入会者の会費は徴収しない。また、前条の集金月以降における中途退会者の会費は返納しない。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 本会に会計監査を2名置くこととし、監査は役員会で選出できる。

2 会計監査は監査結果を会員に報告しなければならない。

3 会計監査は再任を妨げない。

(規約の改正)

第15条 本規約の改正は全会員の三分の一以上の要求があったとき、または役員の三分の二以上が必要と認めた場合、役員が発議し、会員にこれを提案しその過半数の同意を得なければならない。

(班の区割り)

第16条 班は、15世帯程度の近隣をもって構成し、班の区割りについては別に定める。

(入会手続き)

第17条 本会に入会しようとする者は、「〇〇〇区会入会申込書」を最寄りの班(班長)に提出し、役員会の承認を得た上で、会長の指示により入会することを原則とする。

附則

(1) 本規約で定めのない事項に関する運用については役員会に委ねる。

(2) 本規約は〇〇年〇月〇日から施行する。

資料3 総会資料 記載例

事業報告書（例）

〇〇年度〇〇〇区会事業報告書

期日	事業名	事業内容
〇月〇日	第〇回役員会	定例総会について 他
〇月〇日	〇年度定例総会	前年度事業報告・決算報告 役員の承認 新年度事業計画案・予算案 その他
〇月〇日	第〇回役員会	区会内一斉清掃について 他
〇月〇日	区会内一斉清掃	市内一斉清掃の一環として区会内一斉清掃を実施
〇月〇日	第〇回役員会	夏祭りについて 他
〇月〇日	夏祭り	親睦を深めることを目的として 実施
〇月〇日	第〇回役員会	新年餅つき大会について 他
〇月〇日	新年餅つき大会	親睦を深めることを目的として 実施
毎日(週末を除く)	防犯パトロール	防犯、交通事故防止を目的に実施した
毎月1日、15日	区長配布	市の委託業務として実施した
毎月第〇〇曜日	班長会議	行事の周知等を目的に実施した

決算書（例）

〇〇年度〇〇〇区会収支決算書

1 収入 (単位:円)

科目	決算額	予算額	比較増減	備考
区費	〇〇	〇〇	〇〇	@〇〇円×〇〇戸
委託料	〇〇	〇〇	〇〇	区会業務委託料
補助金	〇〇	〇〇	〇〇	ごみ集積所設置補助金
繰越金	〇〇	〇〇	〇〇	前年度繰越金
雑収入	〇〇	〇〇	〇〇	預金利子、寸志等
合計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

2 支出 (単位:円)

科目	決算額	予算額	比較増減	備考
会議費	〇〇	〇〇	〇〇	総会、役員会等
事務費	〇〇	〇〇	〇〇	事務用品等
事業費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇事業費 〇〇円 〇〇事業費 〇〇円
互助費	〇〇	〇〇	〇〇	香料
雑費	〇〇	〇〇	〇〇	
予備費	〇〇	〇〇	〇〇	
合計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

事業計画書（例）

〇〇年度〇〇〇区会事業計画書

期 日	事 業 名
〇〇年〇月	第〇回役員会
〇〇年〇月	〇年度定例総会
〇〇年〇月	第〇回役員会
〇〇年〇月	区会内一斉清掃
〇〇年〇月	防災訓練
〇〇年〇月	第〇回役員会
〇〇年〇月	夏祭り
〇〇年〇月	第〇回役員会
〇〇年〇月	新年餅つき大会
毎日(週末を除く)	防犯パトロール
毎月1日、15日	区長配布
毎月第〇曜日	班長会議

予算書（例）

〇〇年度〇〇〇区会収支予算書

1 収入 (単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
区 費	〇〇	〇〇	〇〇	@〇〇円×〇〇戸
委託料	〇〇	〇〇	〇〇	区会業務委託料
補助金	〇〇	〇〇	〇〇	ごみ集積所設置補助金
繰越金	〇〇	〇〇	〇〇	前年度繰越金
雑収入	〇〇	〇〇	〇〇	預金利子、寸志等
合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

2 支出 (単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
会議費	〇〇	〇〇	〇〇	総会、役員会等
事務費	〇〇	〇〇	〇〇	事務用品等
事業費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇事業費 〇〇円 〇〇事業費 〇〇円
相互費	〇〇	〇〇	〇〇	香料
雜 費	〇〇	〇〇	〇〇	
予備費	〇〇	〇〇	〇〇	
合 計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

資料4 区会加入促進関係

新規転入者向けあいさつ状（例）

〇〇年〇月〇日

新規転入された皆さんへ

〇〇〇区会
区長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、〇〇〇地区にご転入されたことに対し、〇〇〇区会を代表して心から歓迎いたします。

つきましては、一日も早く地域に馴染み、隣近所との友好の輪が広がりますよう、下記のとおり諸連絡をするとともに、区会加入へのご理解とご協力をお願いいたします。

私ども〇〇〇区会は、現在、〇〇世帯が加入しており、住民の親睦と住みよい地域づくりに取り組んでおります。

なお、区会の会費（年もしくは月〇〇〇円）は、転入の翌年（翌月）からいたしますことになっておりますので、念のため申し添えます。

記

あなたの所属する班は『第〇〇班』です。

第〇〇班の班長さんは 〇〇 〇〇さん (TEL 〇〇〇-〇〇〇〇) です。

不明な点やお困りのことがありましたら、ご遠慮なく班長さんを経由して区会役員にお申し出ください。

〇〇〇区会入会申込書(例)

_____年_____月_____日

〇〇〇区会の趣旨を理解し、区会への入会を申し込みます。

住 所 _____

世帯代表者名 _____

電 話 番 号 _____